また,よりきめ細かな安全情報を文字により個々の船舶宛に直接提供し,指導することも可能なAISを活用した次世代型航行支援システムを構築する。(3)海図・水路誌等の整備及び水路通報等の充実

港湾・航路の整備の進展、マリンレジャーの普及 等に対応するため、電子化を含めた海図・水路誌等 の整備を行い、航海用電子海図刊行区域の拡大を図 る。また、近年、外国人船員が増加している日本近 海の海運の状況を踏まえて、外国人船員にも分かり やすい、英語のみで表記した海図及び水路書誌の刊 行や、海外で我が国の海図を容易に入手できるよ う、海外での普及を図る。

船舶交通の安全に必要な情報のうち、水路通報については、インターネットによる利用促進を図り、 航行警報については、地震・津波に関し、提供に要する時間の短縮を行い、情報提供体制の強化を図る。また、我が国周辺海域における海流・海氷等の海況を取りまとめ、海流通報として提供する。さらに、離島や沿岸域において火山噴火、地震、津波等の災害が発生した場合における海上からの救助活動 を迅速かつ適切に実施するため,海岸線,水深等の 自然情報,公共機関所在地等の社会情報及び災害危 険地,避難地等の防災情報を網羅した沿岸防災情報 図の整備を行う。

(4) 気象情報等の充実

海上交通に影響を及ぼす自然現象に関して的確に 実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発 表・伝達するとともに、これらの情報の内容の充実 と効果的利用を図るため、第1部第1章第3節6 (3)で述べた施策を講じる。また、波浪や高潮の 予測モデルの改善を図るとともに、GMDSSにおい て最大限有効に利用できるよう引き続き海上予報・ 警報の精度向上及び内容の改善を図る。

3 高齢社会に対応した旅客船ターミナル等の整備

高齢者,障害者等も含めたすべての利用者が旅客船,旅客船ターミナル,係留施設,マリーナ等を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう段差の解消,誘導・警告ブロックの整備等による施設のバリアフリー化を推進する。

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

国 海難防止思想の普及

海事関係者のみならず広く国民全般に対し,海難防止思想の普及・高揚を図り,また,海難防止に関する知識・技能及びマナーの習得・向上に資するため,官民一体となった効果的な海難防止強調運動の実施,外国船舶に対する訪船指導等,各種船舶の特性に応じた海難防止活動の充実を図る。

また,海難防止思想の普及の重要性から,新聞, テレビ,インターネット等の媒体を通じて広く海難 防止思想の普及に努める。

2 民間組織の指導育成

海難防止思想の普及と海難防止対策の実効を期するため,海難防止を目的とする海難防止協会,小型船安全協会,外国船舶安全対策連絡協議会等の各民間組織の自主的活動が,着実かつ活発に推進されるようその指導育成の強化に努める。

3 海難の原因究明結果の活用

海難の原因や態様についての詳細な分析,裁決事例や防止策を紹介する情報誌の充実を図り,これらを活用した海難防止に関する講習会等の広報・啓発活動を積極的に行う。

4 外国船舶に対する情報提供等

我が国周辺海域の地理や気象・海象等に不案内な 外国船舶に対して,外国語によるリーフレット(ち らし)を配布・説明するなどして,航行安全上必要 な情報等について周知・指導を図る。

5 台風等特異気象時における安全対策の強化

台風接近時における安全指導,注意喚起の徹底, 各種船舶の特性に応じた台風等特異気象時における 安全対策を推進する。